Ⅴ　騒音

1　騒音の概要

騒音は、大気汚染や水質汚濁と異なり、その物質的性質から、生活環境に及ぼす範囲は限定され、直接、人の健康を損なうことはまれであるという性格をもっています。

また、環境問題の中では日常生活にもっとも関係が深く、その発生源としては、工場、事業場、建設作業、交通機関などがあり、これらに伴う苦情も多く寄せられます。なお、騒音の大きさの例は以下のとおりです。

騒音の大きさの例

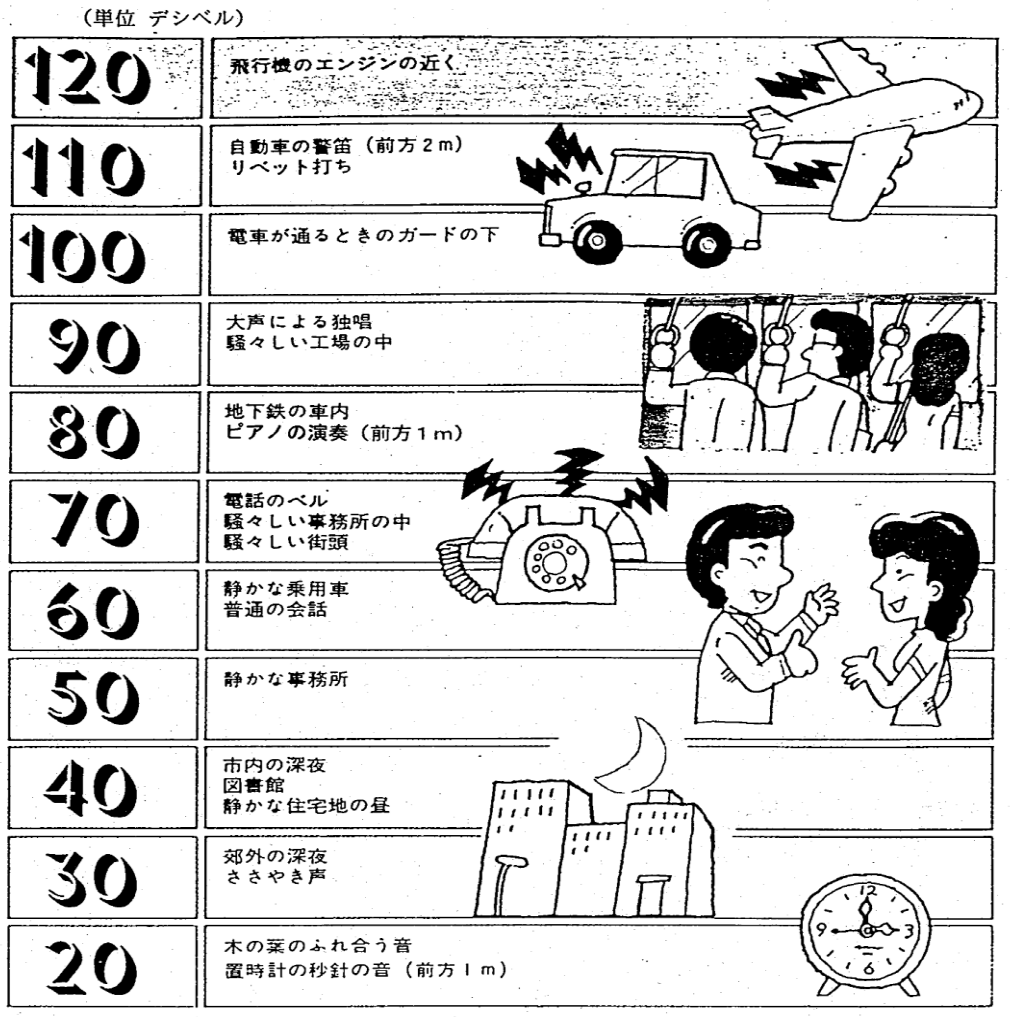

デシベルとは

音に対する人間の感じ方は，音の強さ，周波数違いによって異なります。騒音の大きさは，物理的に測定した騒音の強さに，周波数ごとの聴感補正を加味して，デシベルで表します。

厳密には，次式により算出されます。

騒音レベル（ｄＢ(Ａ)<デシベル（Ａ）>）

$=20\log(P/P_0)$

$P=\{\Sigma P_n^2\times 10^{a_n/10}\}^{\frac{1}{2}}$

P_n：周波数ｎＨｚ(ヘルツ)の成分の音圧実効値

ａｎ：周波数ｎＨｚにおける補正値

$P_0=2\times10^{5}$Ｎ ｍ²

実際には，騒音計のＡ特性(聴感補正)で測定した値を騒音レベルとして，ｄＢ(Ａ)で表示します。

出典：「騒音・振動を考える、環境シリーズNo.10（財）日本環境協会資料」（一部修正）

2　騒音の現状

廿日市市には、国道 2 号、西広島バイパス及び山陽自動車道という交通量が多い主要幹線道路があり、これらの騒音の実態を把握することにより、環境基準等への適合状況、経年変化などをみるために調査を行っています。

廿日市市では、平成 25 年度において、騒音・振動の現状を把握するために市内の主要幹線道路を含む 16 地点で 24 時間調査（1 地点）及び騒音マップ調査（15 地点）で測定を行っています。それぞれの調査地点は、（図Ｖ－１）～（図Ｖ－３）のとおりです。

騒音は、一般地域と道路に面する地域についてそれぞれ環境基準が設定され比較評価しており、評価は等価騒音レベル（L_{Aeq}）で行っています。

平成 25 年度の調査結果は、騒音は一部の地点で環境基準値及び要請限度を上回っています。

また、山口県岩国市には岩国飛行場があり、米海兵隊及び自衛隊が使用しています。平成 24 年 12 月 13 日には「岩国錦帯橋空港」が開港し、共用空港として利用されています。本市の上空では軍用機などによる低空飛行が確認されています。

また、中国四国防衛局では自動騒音測定装置を設置し、航空機騒音状況を把握しています。本市では、宮島と八坂公園に測定装置が設置されています。

本市における航空機の低空飛行目撃情報や騒音状況は（表Ｖ－３）～（表Ｖ－４）のとおりです。

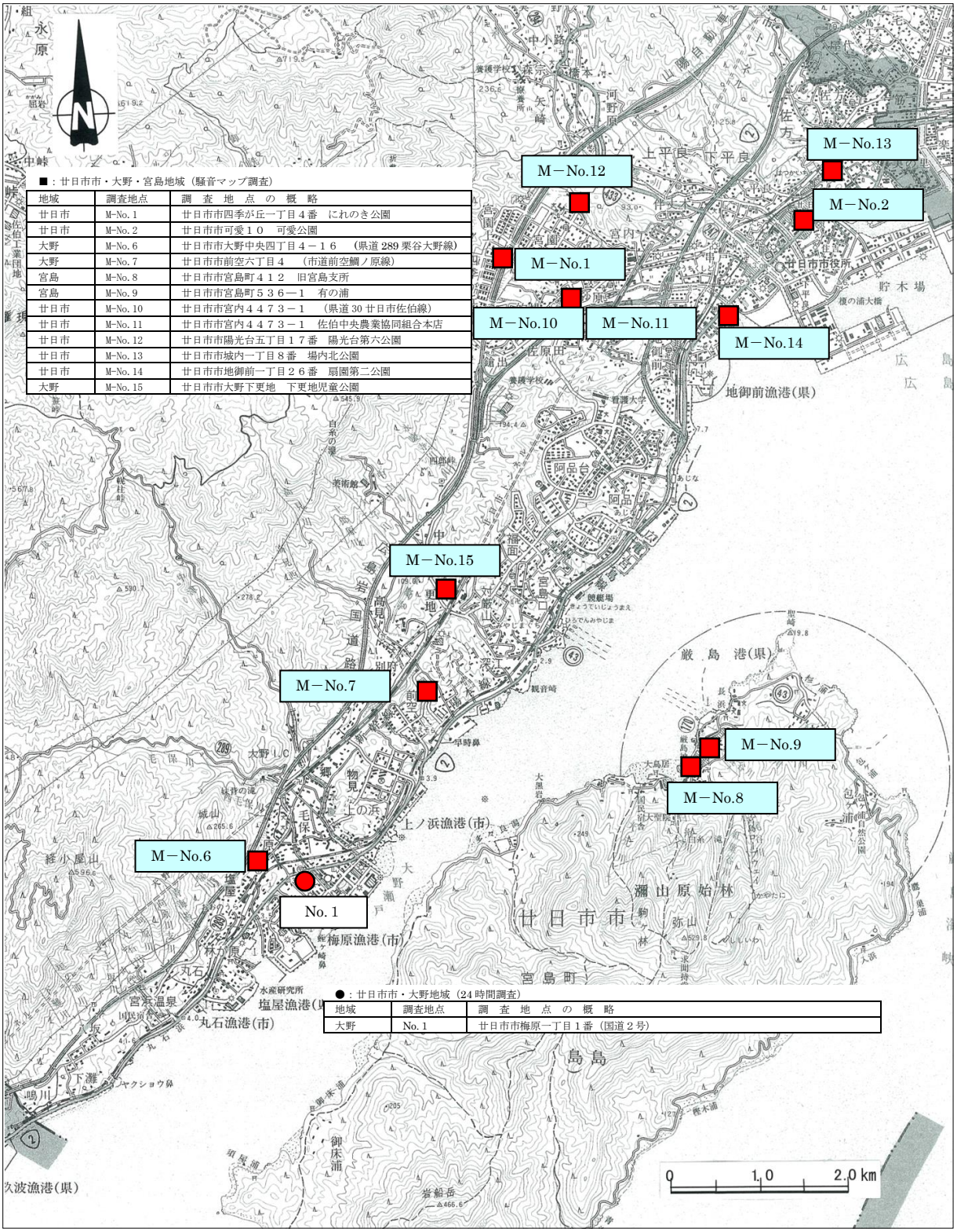

■：廿日市市・大野・宮島地域（騒音マップ調査）

地域	調査地点	調　査　地　点　の　概　略
廿日市	M-No. 1	廿日市市四季が丘一丁目４番　にれのき公園
廿日市	M-No. 2	廿日市市可愛１０　可愛公園
大野	M-No. 6	廿日市市大野中央四丁目４－１６　（県道 289 栗谷大野線）
大野	M-No. 7	廿日市市前空六丁目４　（市道前空鯛ノ原線）
宮島	M-No. 8	廿日市市宮島町４１２　旧宮島支所
宮島	M-No. 9	廿日市市宮島町５３６―１　有の浦
廿日市	M-No. 10	廿日市市宮内４４７３－１　（県道 30 廿日市佐伯線）
廿日市	M-No. 11	廿日市市宮内４４７３－１　佐伯中央農業協同組合本店
廿日市	M-No. 12	廿日市市陽光台五丁目１７番　陽光台第六公園
廿日市	M-No. 13	廿日市市城内一丁目８番　場内北公園
廿日市	M-No. 14	廿日市市地御前一丁目２６番　扇園第二公園
大野	M-No. 15	廿日市市大野下更地　下更地児童公園

●：廿日市市・大野地域（24 時間調査）

地域	調査地点	調　査　地　点　の　概　略
大野	No. 1	廿日市市梅原一丁目１番（国道２号）

（図Ⅴ－１）　　騒音の調査地点（廿日市、大野、宮島地域）

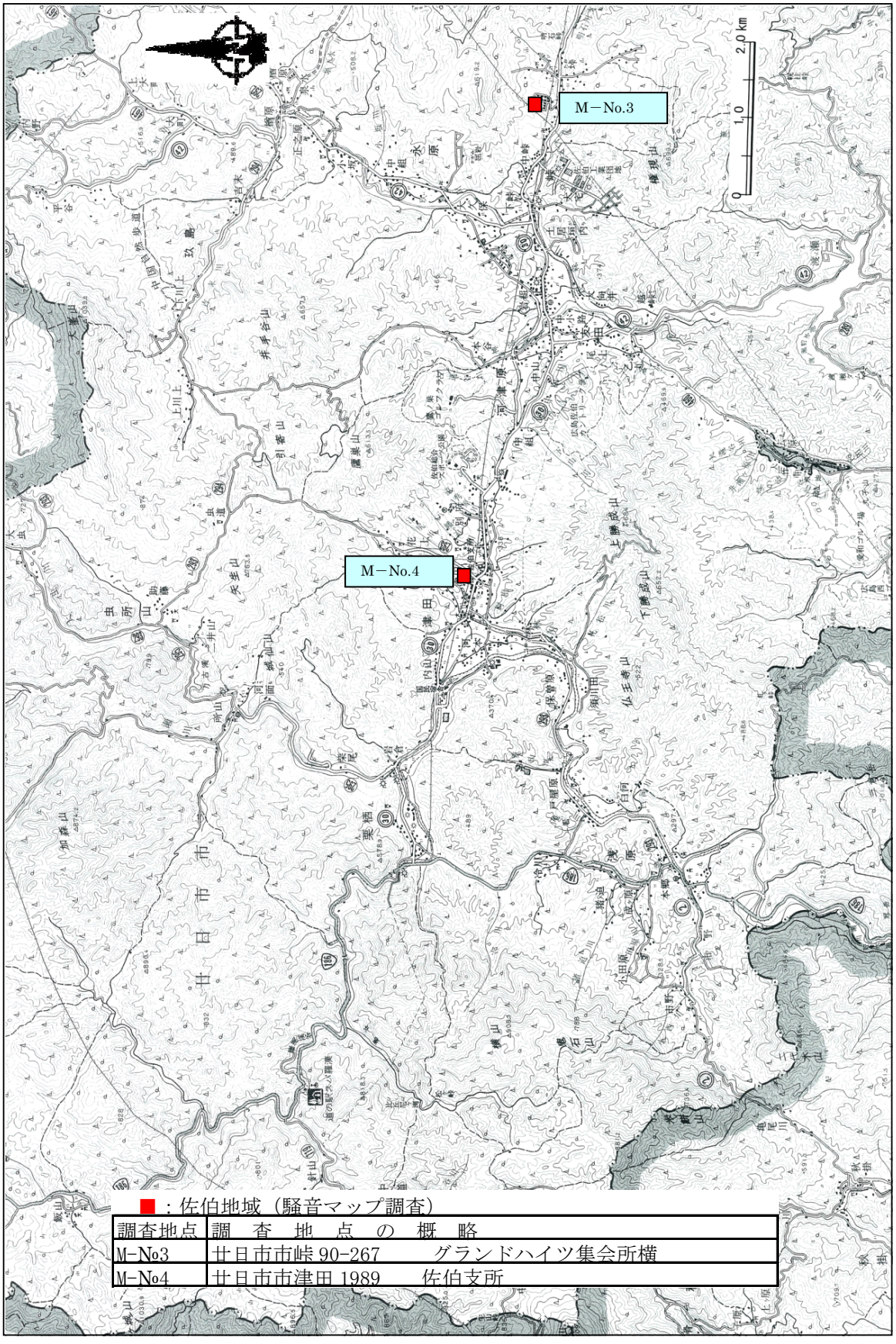

■：佐伯地域（騒音マップ調査）

調査地点	調　査　地　点　の　概　略
M-№3	廿日市市峠 90-267　　グランドハイツ集会所横
M-№4	廿日市市津田 1989　　佐伯支所

（図Ｖ－２）　　騒音の調査地点（佐伯地域）

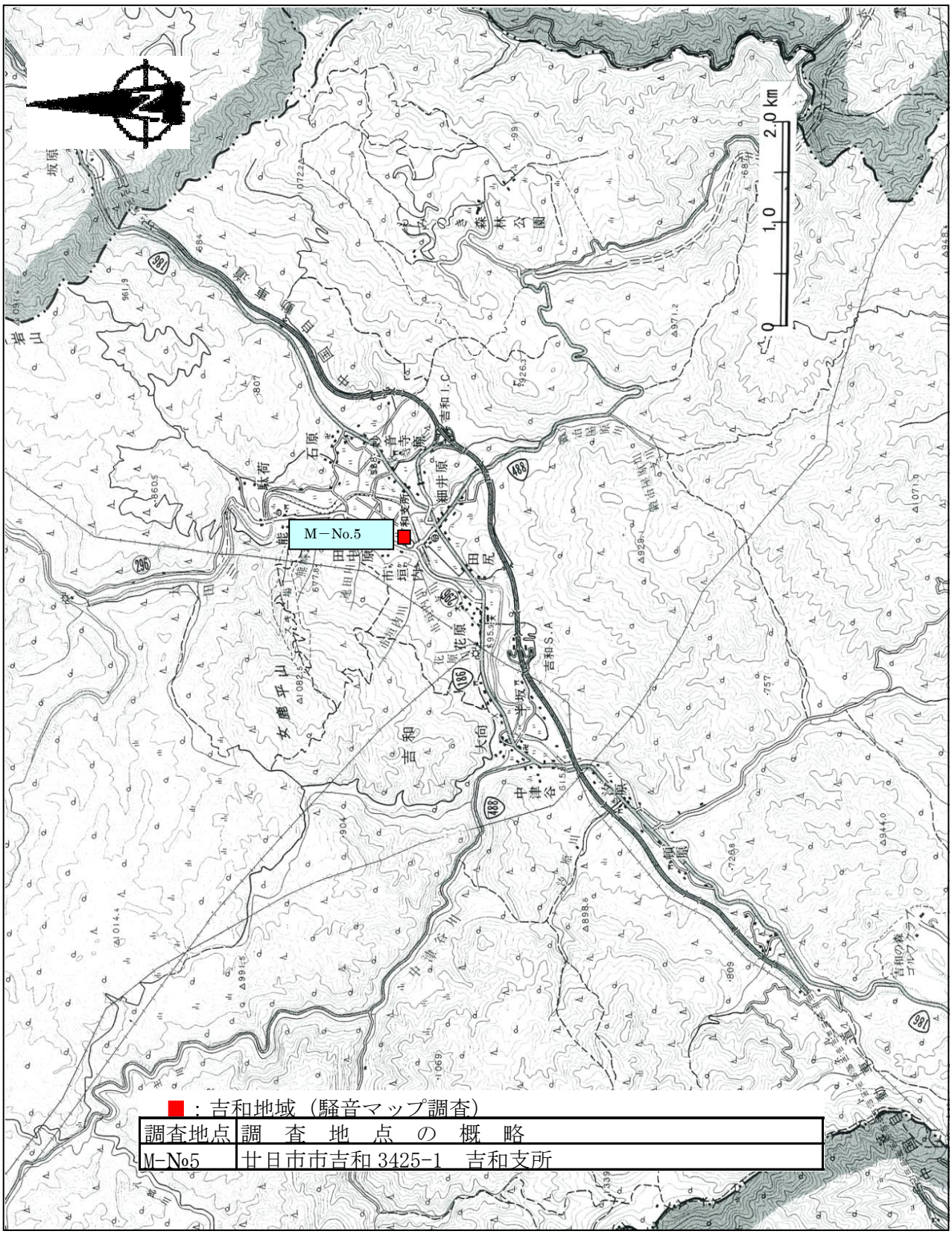

■：吉和地域（騒音マップ調査）

調査地点	調　査　地　点　の　概　略
M-No5	廿日市市吉和 3425-1　吉和支所

（図Ⅴ－３）　　騒音の調査地点（吉和地域）

（１）24 時間調査

平成 25 年度は、No.1 地点を調査しました。調査結果は、（表Ｖ－１）のとおりです。昼夜間で環境基準を上回っています。また、夜間で自動車騒音の要請限度を上回っています。

（表Ｖ－１）

騒音レベル調査結果（24時間調査）

単位：db

調査地点	地域の類型	時間区分	等価騒音レベル	環境基準	区域の区分	自動車騒音の要請限度
No.1（国道2号）	C	昼間	74	70	c	75
		夜間	73	65		70

注1） 青塗りの数値は環境基準を上回った数値、黄塗りの数値は環境基準及び自動車騒音の要請限度を上回った数値である。

注2） 時間区分は、昼間：6時から22時まで、夜間：22時から翌日6時までである。

（２）騒音マップ調査

平成 25 年度の調査結果は、（表Ｖ－２）のとおりです。これによると、道路に面する調査地域であるNo.7 地点と一般地域であるNo.15 地点で環境基準を上回っています。

（表Ｖ－２）

調査地点	調査地点の種類	地域の類型	時間区分	等価騒音レベル（dB）	環境基準値（dB）	自動車騒音の要請限度	
						区域の区分	基準値
M-No. 1	一般地域	A	昼間	44	55	－	
M-No. 2	一般地域	C	昼間	51	60	－	
M-No. 3	一般地域	A	昼間	38	55	－	
M-No. 4	道路後背地	C	昼間	60	65	－	
M-No. 5	道路後背地	B	昼間	48	65	－	
M-No. 6	道路端	C	昼間	62	70	c	75
M-No. 7	道路端	A	昼間	61	60	a	70
M-No. 8	一般地域	B	昼間	49	55	－	
M-No. 9	一般地域	B	昼間	55	55	－	
M-No. 10	一般地域	C	昼間	69	70	c	75
M-No. 11	一般地域	C	昼間	61	65	－	
M-No. 12	一般地域	A	昼間	42	55	－	
M-No. 13	一般地域	C	昼間	47	60	－	
M-No. 14	一般地域	A	昼間	44	55	－	
M-No. 15	一般地域	B	昼間	58	55	－	

注１） 青塗りの数値は環境基準を上回った数値である。

注２） 調査地点 M-No. 8, M-No. 9 は用途地域の定めのない地域であるため地域の類型を B とする。

（３）岩国基地航空騒音状況

本市上空では航空機の低空飛行の目撃情報が寄せられています。目撃情報件数については、（表Ｖ－３）とおりです。なお、このデータは平成25年度の米軍機低空飛行訓練目撃情報を県内市町からの報告を基に広島県国際課が取りまとめたものです。

また、中国四国防衛局の設置した自動騒音測定装置で航空機騒音状況を把握しており、宮島と八坂公園の2地点（図Ｖ－４）に設置されています。本市における航空機騒音状況については（表Ｖ－４）のとおりです。

（表Ｖ－３）　米軍機低空飛行目撃情報

年度	目撃実日数（日）	目撃件数（件）
平成 21 年度	86	184
平成 22 年度	118	300
平成 23 年度	168	874
平成 24 年度	110	364
平成 25 年度	24	57

（広島県国際課）

（表Ｖ－４）航空機騒音状況（年間騒音発生回数）

年度・観測地点	宮島（回）	八坂公園（回）
平成 21 年度	456	395
平成 22 年度	218	447
平成 23 年度	245	522
平成 24 年度	210	669
平成 25 年度	277	539

（中国四国防衛局ホームページより）
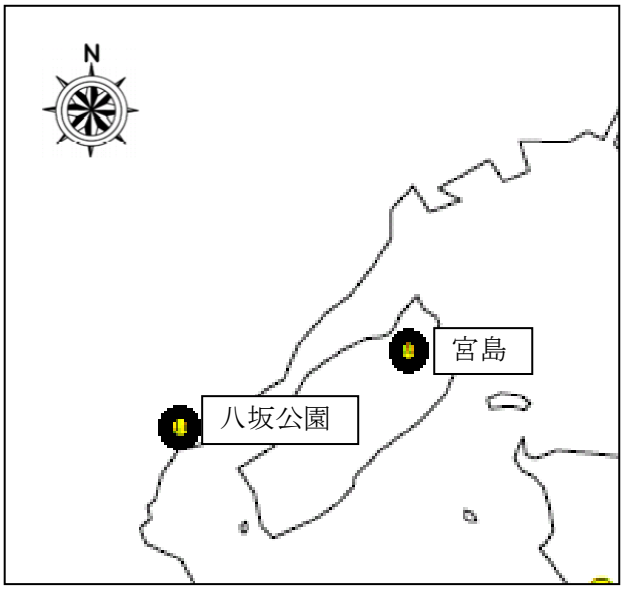
（図Ｖ－４）測定位置図